

平成26年1月31日

日進市長 萩野 幸三 様

日進市自治推進委員会
会長 昇 秀 樹



市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について
(答申)

平成25年7月5日付け25日企第273号で諮問のありました、市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について、下記のとおり答申します。

記

日進市自治推進委員会条例第2条及び市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく評価方法について、実施状況、評価項目、課題等幅広い視点から慎重に審議し、別添「市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法の検討結果について」のとおり検討を行いました。

日進市市民参加及び市民自治活動条例は、平成24年10月に施行され、今後は同条例の推進に必要な事項の協議や定期的な評価を実施していく必要があります。

現時点においては、別添のとおりいくつかの課題はあるものの、「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」に分けた評価を実施することとし、次のとおり求めます。

まず、「市民参加」については、対象となる事項の手続が2つ以上の方法により実施されているかの確認となりますが、数年後にはその手続の組み合わせや質についても検証できるよう整理を進めることを求めます。

次に、「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」については、現時点としては、条例上の視点から市の執行機関が行うべき支援等についての評価とし、評価指標を定めることを求めます。

ただし、今後は複数年かけ、テーマ型と地縁型のコミュニティなど対象に応じた支援等の整理のほか、市民自治活動全体の把握を進めるとともに、定量的な指標と定性的な指標の設定に努めてください。

また、これらのことを踏まえながら、市民主体の自治の実現に向け、市民参加及び市民自治活動条例の推進に努めていただくことを求めます。